

覚 書

小千谷市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応援業務について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において、小千谷市管理の公共土木施設の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援業務（以下「応援業務」という。）を要請するときに必要な事項について定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 乙は、甲から応援業務にかかる要請（以下「応援要請」という。）があったときは、速やかに小千谷市対応の連絡担当者及び補助者を定め、その職、氏名及び連絡方法等を甲に連絡するものとする。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 小千谷市公共土木施設等の災害復旧のための測量及び設計
- (2) 前1号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（応援要請の内容）

第4条 甲は、乙に対して応援要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 応援業務を要する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) 前3号に定めるものの他、必要な事項

（応援要請の対応）

第5条 乙は、甲から応援要請があったときは、応援可能な業者を選定し、甲へあつせんすることとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙があつせんした業者が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(契約の方法)

第7条 甲は、乙があつせんした業者と見積書による随意契約を締結するものとする。

(応援業務に関する仕様と単価)

第8条 甲は、応援業務に関する測量及び設計の仕様及び単価を定め、甲乙協議のうえ決定することとする。

(損害の負担)

第9条 応援業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(疑義の決定等)

第10条 この覚書について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年11月 9日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市長 関 広 一

乙 新潟市白山浦1丁目621番地22
社団法人 新潟県測量設計業協会
会 長 茨 木 健 介